

# 議会議事録

令和3年 第1回定例会

日 時 : 令和3年3月22日  
15時40分から

召集場所 : 消防本部会議室

沖永良部与論地区広域事務組合

令和3年沖永良部与論地区広域事務組合議会第1回定例会議事日程

令和3年3月22日 月曜日 15時40分 開議

消防本部 1階会議室

日程	議案番号	件名
第1		会議録署名議員の指名
第2		会期の決定
第3		諸般の報告
第4		行政報告
第5		一般質問 1.喜山康三君
第6	議案第1号	沖永良部与論地区広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例について
第7	議案第2号	沖永良部与論地区広域事務組合職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
第8	議案第3号	沖永良部与論地区広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
第9	議案第4号	令和2年度沖永良部与論地区広域事務組合一般会計補正予算(第3号)
第10	議案第5号	令和3年度沖永良部与論地区広域事務組合一般会計予算

令和3年 沖永良部与論地区広域事務組合議会第1回定例会会議録

告 示 月 日	令和3年3月15日 告示第1号					
召 集 の 場 所	沖永良部与論地区広域事務組合 消防本部会議室					
開議・閉会の日時	令和3年3月22日 15時40分 開会 令和3年3月22日 16時35分 閉会					
開議・休憩・散会 延会・中止の時間	開 議 15時40分 休 憩 (25分～26分・29分～31分) 散会・延会・中止 時 分					
出席議員 並びに 欠席議員 出席 8名 欠席 1名  【凡例】 出席 ○ 欠席 -	議 席 番 号	氏 名	出 欠	議 席 番 号	氏 名	出 欠
	議長	西 文男君	欠	5	南 有隆君	○
	1	野口靖夫君	○	6	新山直樹君	○
	2	児玉実隆君	○	7	奥山雅貴君	○
	3	桂 弘一君	○	(議長)	喜山康三君	○
	4	池田正一君	○			
会議録署名議員 1番 野口靖夫君 6番 新山直樹君						
職務の為出席した者の氏名 総務課長補佐 平山大樹君						
地方自治法第121条 により説明の為出 席した者の職氏名	管理者 副管理者 副管理者 会計管理者 消防長	伊地知実利君 今井 力夫君 山 元宗君 永山美智代君 池田 哲勇君	総務課長 署 長 分遣所長 介護次長	通村 隆彦君 森 隼人君 本 哲文君 東 公仁君		
議事日程	別紙のとおり		議事経過		別紙のとおり	

開会・開議 令和3年3月22日 月曜日 午後3時40分

○議員（喜山康三君）本日は、議長が一身上の都合により欠席しておりますので、副議長の私が議長をさせていただきます。

#### 開会宣言

○議長（喜山康三君）ただ今から、令和3年沖永良部与論地区広域事務組合議会第1回定例会を開会し、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめ配布したとおりであります。

#### 会議録署名議員の指名

○議長（喜山康三君）**日程第1**「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第83条の規定によって、1番「野口靖夫」君及び6番「新山直樹」君を指名します。

#### 会期の決定

○議長（喜山康三君）**日程第2**「会期決定の件」を議題とします。

○議長（喜山康三君）お諮りします。本定例会の会期は、本日1日間としたいと思っております。ご異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（喜山康三君）異議なしと認めます。したがって会期は、本日1日間と決定しました。

#### 諸般の報告

○議長（喜山康三君）**日程第3**「諸般の報告」を行います。

- ・12月22日第2回定例会後について報告します。
- ・1月28日及び3月5日に実施した、地方自治法第235条の2第1項の規定による「出納検査」について、監査委員からお手元にお配りしてある通知書のとおり「誤りはなく確実に保管されており、適正に執行管理されている旨」報告を受けました。9番「西 文男」君が一身上の都合により、本会を欠席する旨の報告がありました。以上で「諸般の報告」を終わります。

#### 行政報告

○議長（喜山康三君）**日程第4**「行政報告」を行います。管理者

○管理者（伊地知実利君）行政報告につきましては、すでに皆様のお手元にお配りをしてありますので、詳細については、消防長から説明をさせたいと思っておりますので、宜しくお願いをいたします。

○議長（喜山康三君）消防長

○消防長（池田哲勇君）行政報告を申し上げます。令和2年12月22日第2回定例議会後の行政報告を申し上げます。

- ・1月15日 構成町財政担当者による、一部事務組合の令和3年度当初予算について、説明のうえ審議していただき、当組合の予算、歳入歳出それぞれ5億2503万8千円を計上しまして、本議会に議案としてございますので、ご審議して頂きますよう、宜しくお願いを申し上げます。
- ・1月22日 防火思想の普及の一環として、分遣所管内の小・中学校4校から防火ポスターを応募しまして、208点の作品を審査しまして、58点が入賞されました。29日同様に本署管内の小・中学校から583点の作品から104点の入賞が決定をいたしまして、入賞しました作品につきましては、Aコープなどで展示を行い防火思想の普及に努めたところでございます。
- ・1月27日 令和2年度、分遣所の救助タンク車整備事業契約金8844万円が完了しまして、1月27日に山町長を始め高田議会議長、消防議会議員及び関係者の参列のもと納車式及び安全祈願祭を挙行了ところでございます。今回の救助タンク車の特徴としましては、少人数でも対応が出来る救助資機材を導入しまして、車両事故、高所からの転落引き上げ、又は、沿岸部による海難事故への対応と、少量の水量による火災対応ができる機能を持ち合わせた救助タンク車になっております。このような資機材を熟知、取扱いが出来るよう約一ヶ月間の機材の取扱い訓練を実施しまして、2月16日から救助タンク車の運用を開始しました。同じく1月27日に感謝状の贈呈式を行いました。内容につきましては、1月13日に発生しました知名町住吉地区での、はかま焼きによります火災発生時

に82歳男性が火入れをした後、延焼したため消火をしようとしたのですが、煙にまかれて転倒して脱出しようともがいていたところを通りかかった知名町田皆在住の市来真吾さんに救出され、勇気ある人命救助に対して感謝状の贈呈を行ったところでございます。

- ・ **3月18・19日** 本署と分遣所による消防救助署内選考会を実施しまして、5月末に開催予定であります県の大会へ本署そして分遣所からほふく救出・はしご登はんを明日の9時に選手を決定をしまして、約8名から10名の職員を県の大会に派遣をする予定にしております。
- ・ **3月22日** 本日、令和3年第1回定例議会となっております。次の資料につきましては、令和2年度中の出場状況と介護申請状況の資料となっております。そちらの方はお目通しをお願いしたいと思います。以上で行政報告を終わります。

○**議長（喜山康三君）** これで行政報告を終わります。次の日程は一般質問です。質問を通告してありますので、議席番号1番「野口靖夫」君に交代をして議席から質問をいたします。

○**議員（野口靖夫君）** ただ今、ご紹介頂きました。野口靖夫でございます。議長が一般質問を通告されておりますので、議席番号1番「野口靖夫」が「議長」をさせていただきます。宜しくお願いします。

### 一般質問

○**議長（野口靖夫君）** **日程第5** 「一般質問」を行います。発言を許します。「喜山康三」君

○**議員（喜山康三君）** 8番

1.ドクターヘリの要請の在り方について伺いたいと思います。

（1）与論分遣所からドクターヘリ要請までの流れと要請基準について伺いたい。

（2）奄美ドクターヘリ運航調整委員会での会議録の提出を求めます。

2.「消防だより119」の編集の在り方について

「消防だより」の一般質問コーナーの行数を増やし、丁寧に掲載すべきと考える。又、編集に当たっては議会も関与すべきと考えるが見解を伺いたい。

3.人事の硬直化について

人事が硬直化していないか。以前は本署と分遣所の人事交流があったと聞いている、今後取り組む予定はないのか。見解を伺いたい。

4.以前、職場内でのトラブルが起きている。又、研修先で事件が発生している。それらについて調査報告書等をまとめているか。原因調査と再発防止の諸策は講じられているか。見解を伺いたい。

○**議長（野口靖夫君）** 管理者

○**管理者（伊地知実利君）** 喜山康三君のご質問に順を追ってお答えをします。

1 点目の与論分遣所からドクターヘリ要請までの流れと要請圏についてでございますが、要請は、本署・分遣所に関わらず同じ基準で行います。原則は119番通報内容によるキーワード方式でございます。キーワード方式とは、車両事故や高所からの転落事故などの緩衝や脳疾患・呼吸停止などが通報内容に含まれている場合に行います。その他に救急隊が現場到着後ドクターヘリへの出動が必要と判断した場合には、救急隊長が要請を行うことができます。

2 点目でございますが、奄美ドクターヘリ運航調整委員会には、医療作業部会、消防作業部会、消防・医療部会管理会、消防医療部会、安全管理部会の各部会において、特に消防・医療部会においては、活動事案について事後検証を行い救命効果、後遺症軽減効果、搬送時間短縮効果、地域医療支援効果があつたかなどの検証を行い、今後の活動に生かしていくための作業を行っております。議会後の説明が出来る部分については、説明を行って参りたいと考えております。

次に大きな2点目ですが、「消防だより」についてでございます。従来議会活動については、「議会だより」などの広報誌の発行がなかったためしておりませんでした。議会からの要請で平成元年から「消防だより」の中でスペースを設けて、広報をしているところでございます。掲載に当たっては質問内容や量により掲載枠を増やすことも可能の限り検討したいと思っております。又、掲載に当たっては質問者本人及び議長に承認を得るということで実施しているところでございます。

大きな3点目でございます。本署と分遣所間の人事交流は、平成28年度以降は実施してはおりませんが、本年は本署から分遣所へ1名配置転換を行っております。ご指摘の人事の硬直化については、近年定年退職などによる新規採用が多くあるため新陳代謝が続いており、人事の硬直化は少ないと認識しているところでございます。又、マンネリ化についても署所間で訓練や研修などを実施して、お互いが刺激しあいながら切磋琢磨して、スキルアップを図っているところでございますが、今後人事が停滞した時には、署所間交流も検討していきたいと考えております。

大きな4点目でございます。職員の処分などを議会への報告についてですが、議会へ報告すべきも

のについては、文書により報告をしているところでございます。今後も議員ご指摘のとおり報告していきたいと考えております。又、対策についてですが、毎月開催している連絡会や四半期の幹部会をとおして注意喚起を行い、消防学校入校時などにおいては消防長、署長、課長がいる中で消防長訓示をしております。合わせて懲戒処分の指針の策定やハラスメント研修も実施しているところでございます。又、職員からの相談については、投書箱やネットでの専門窓口を設けるとともに相談窓口担当職員を配置し、すぐに相談ができるような体制を取っているところです。以上で答弁はしておりますけれども、次からの質問については、担当者からも答弁をさせたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（野口靖夫君） 8番、喜山康三君

○議員（喜山康三君） 2番3番4番については、概ね理解できて了解しました。1番最初のドクターヘリの要請の在り方とかについて突っ込んでお伺いしたいんですけども、奄美ドクターヘリの運航についても様々な事柄が私のところに届いているんですけど、例えば与論から奄美に送ったら奄美で対応出来ないから沖縄に送ったとか、それから土曜日に急遽奄美ドクターヘリを依頼したら奄美の方が受け入れが出来ないと、休日で人手が足りないとか、それですまないけれども沖縄のドクターヘリを呼んでくれないかということで、沖縄にまわされたことがあるとか、常識では考えられないような、そういうもっと他にもありますけれども、ここで差し控えますけれども、それは消防署が要請したことではなくて、病院のいわゆる医療機関の方からの要請になっておりますよね、だから直接消防とは関係ないですけども、そういった事例があまりにも多いことがいわゆる救急患者や家族にすれば、命を助けてもらっただけではなく、その後の社会復帰のためのフォローとか、様々な治療とか、そういったのを考えた場合は、やはり沖縄が非常に望ましいとお願いしたいと経済的にも、極めて負担が大きいと奄美に送った場合、そういった様々な意見があって与論では、ご承知のとおり3千名以上の署名が集まって、急患は沖縄の方へ是非送って下さい。ということで町民からの強い要望がきています。この中で要請基準について伺いたいんですけども、要請基準の中で例えば、四肢切断、残念なことに西議長さんもお怪我がなされているんですけども、いわゆる四肢の切断とか、同じ四肢でも指の切断、それから減圧症、精神医療なんかについては、基本的にその現場でドクターヘリを要請するという基準になって、消防庁の要請基準ではね、なっているんですよ、与論は病院が近いせいもあって、病院に搬送してからあと病院の医師判断となっていますけれども、この辺についてはどうお考えですか。

○議長（野口靖夫君） 消防長

○消防長（池田哲勇君） 喜山議員のご質問に答えたいと思います。まず我々の消防の業務であります、先程管理者の方から答弁がございましたとおり、我々の業務はですね、キーワード方式このキーワード方式が通報の中身、内容によって又は、外傷で車両に閉じ込められたとか、大きな出血があるとか、それから脳血管疾患、脳卒中関係そういった諸々をキーワード方式通報の内容によって、まずはそれでドクターヘリを通報の受けた時に要請を行います。そしてその通報の内容では、全く把握出来なかった場合には、現場に行って救急隊長がその状況で脳卒中だ脳疾患、脳出血又は、車両の大出血そういったもので、現場から救急隊長が要請をします。その2点について我々はドクターヘリを要請します。先日もありましたが通報内容によって、腕の切断ということですぐに要請をしました。当然応急処置というのは必要になってきますので、当然ドクターヘリは1時間もしくは2時間ここで待機する場合があります。又、通報内容がまた聞きで通報がくる場合があります。そういった時においても要請をします。それで県立大島病院のドクターヘリのヘリ隊長によりますと、キャンセルはいつでもして下さいと、間違ったことがあればすぐにキャンセルをすぐにして下さいとそれをためらうことなく、キーワード方式によって要請をして下さい。ということで、我々の消防業務はなっております。喜山議員のおっしゃっているとおり、県立大島病院に人員が足りないとか、そういったことについては、我々は耳にしておりません。このことも運航調整委員会の中でどういうことをしていくのか、というのが先程の管理者から答弁があったとおり、まず救命率これが第一で救命率の効果、そして後遺症の軽減、そして術後の後の後遺症の軽減を図るとして搬送時間の短縮、結局奄美ドクターヘリは奄美群島人のドクターヘリであると、それを基準にしているということで時間の短縮、そして術後の帰ってきてからの地元での病院での通院が可能になるように地域医療への支援効果、その検証を医療部会と消防と検証を1件1件に対して検証を行って、それが効果があったのか、これはちょっと効果が低いとこれに対してどう対応するのかとか、そういった検証を行いながら次の活動により一層いい効果がでるようというということで、検証を行っております。確かに今与論町も沖永良部の方もですが、沖縄に搬送して欲しい生活圏が沖縄県であると

いう部分も我々もこの運航調整委員会の方にもそういう声が届いております。がしかしまず奄美ドクターヘリについては、奄美群島のドクターヘリであるということで、例えば重複要請というのがあります。例えば、奄美の笠利の方で事故がありました。そこに行きます。ドクターヘリが飛んでいます。それで沖永良部から要請をします。そこで活動しているので、今は沖永良部には飛べない、ちょっと待ってもらえないのか、ここも急患であると緊急を要する、ということの重複の要請もどれだけ軽減できるのか、ということについても検証をして対応しなければいけないというような状況で今やっているところです。平成29年12月末に発生しまして、私の手元にあるんですが、令和元年度の奄美ドクターヘリの実績報告書ということで先程言いましたようにそういうことで、検証しながら効果ある活動をやっております。

○議長（野口靖夫君）喜山君

○議員（喜山康三君）現場から要請されるということですが、与論分遣所で、だったらこの事故は奄美ドクターヘリを呼ぶのか、沖縄のドクターヘリを呼ぶのかの判断はされるのか、それは又、与論の救急隊員はどこかのドクターヘリを呼んで良いのかというのがあるんじゃないか、ということ今おっしゃったことを聞けば奄美群島だから奄美群島のドクターヘリは先にしなさいと、それはぶっちゃけた話県からまず第一に奄美ドクターヘリをええ。ということで指令がきているという話がきているんですけど、人命救助じゃなくて人命救助を最優先にして選択すべきなものを奄美から先にええというような内容が、出てきているわけです。だからね、そういう問題があって、いざ救急隊員が与論分遣所の救急隊員がドクターヘリを要請すべきものだと判断した時にどういう基準になりますか。

○議長（野口靖夫君）署長

○署長（森 隼人君）喜山議員の現在の質問については、急患搬送の件だと思います。

○議員（喜山康三君）今、キーワードだからキーワードでドクターヘリを要請して

（休憩 25分～26分）

○議長（野口靖夫君）署長

○署長（森 隼人君）キーワード方式については、先程ご説明がありましたけれども救急搬送についても説明したいと思います。

○議長（野口靖夫君）喜山君

○議員（喜山康三君）施設間の搬送は、その病院の医師が判断することですので、それはこっち置いて、私はあくまでも消防隊員がやるべきことをどこまで範疇があるのかなど、権利があるのかということをお聞きしているわけで、与論でキーワードについて対象になるドクターヘリの対処する状態の時に奄美ドクターヘリを要請するのか、沖縄のドクターヘリを要請するのか、その判断基準はあるのかどうか、ということと又、与論の分遣所独自でドクターヘリを要請したこともあったのか、その辺についてお答えをお願いします。

○議長（野口靖夫君）消防長 池田君

○消防長（池田哲勇君）まずはその判断についてですが、私ども職員はその判断で搬送先を決定することはございません。結局要請についてはですね、あとは分遣所から自分達も取る手順もこの通信指令の方で要請を行いますけれども、あとはドクターの判断によって搬送先が決まるということになります。

○議長（野口靖夫君）喜山君

○議員（喜山康三君）まとめられるかどうかは別をして、キーワード方式でドクターヘリをいわゆる本土の方では、全部現場で救急隊員が要請をしていますよね、間違いありません。私も同じように与論もあるいは沖永良部の消防署も隊員が自分の権限に基づいて、それが要請できると思っているんですよ、ここにさっきおっしゃっていたオーバー取引結局たとえ間違っただとしてもその責任は、問わないとありますよね、消防隊員が間違っただけで、あっ大したことじゃなかったからもう引き返して下さい。とそういうことに対しては、責任は問わないと、それは当然ですよ、だからそれと同じように今、お聞きしている範囲では簡単な話が、分遣所の隊員にも分遣所にも沖永良部本署にもドクターヘリを要請する権利は何もないということですよ、一旦奄美に電話を入れて向こうでこういう事情で伺います。とお伺いを立てて、じゃどっちにするのかを向こうで決めて活動ですよ、それは間違いありません。

○議長（野口靖夫君）消防長

○消防長（池田哲勇君）先程言いましたとおり、要請するのは我々消防です。キーワード方式それから現場隊長の判断によってドクターヘリの要請を行います。

(休憩 29分～31分)

- 議長（野口靖夫君）喜山君
- 議員（喜山康三君）こっち来る時に他の議員からも指摘されたんですよね、このドクターヘリの出動に当たってどういう方法でやっているのか、非常に不明瞭だと全て奄美の方にお任せしているんじゃないかと、私が言っているのは、ここで出動基準というのがありながら、その判断基準というのは、少なくとも現場の救急隊員が少なくとも本署できちんと決断してやるべきの話だと思っているわけです、だからそれを言うのは由々しき出来事があるから今、言えないけれどあるから聞いているんです。私、だからこの辺についてもう少しどこまで現場の職員とか、ここで要請基準がきちんとした明確なことを決めてもらいたいと、それをお願いして要望しておきます。宜しいですか、以上です。
- 議長（野口靖夫君）要望ですね。これで、「喜山康三」君の「一般質問」を終わります。「議長」を「喜山康三」君に代わります。

#### 議案第1号審議

- 議長（喜山康三君）**日程第6** 議案第1号「沖永良部与論地区広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

#### 提案理由の説明

- 議長（喜山康三君）本案について提案理由の説明を求めます。管理者
- 管理者（伊地知実利君）ただ今ご提案申し上げました。議案第1号は「沖永良部与論地区広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例について」の案件でございます。対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令の公布に伴い、所要の改正を行うものであります。宜しくご審議のうえ、可決くださいますようお願い申し上げます。

#### 質疑

- 議長（喜山康三君）これから質疑を行います。  
(質疑なしの声)
- 議長（喜山康三君）「質疑なし」と認め、これで「質疑」を終決します。

#### 討論

- 議長（喜山康三君）これから「討論」を行います。  
(討論なしの声)
- 議長（喜山康三君）「討論なし」と認め、これで「討論」を終決します。

#### 採決

- 議長（喜山康三君）これから「採決」を行います。議案第1号「沖永良部与論地区広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)
- 議長（喜山康三君）「異議なし」と認めます。したがって、議案第1号は、可決されました。

#### 議案第2号審議

- 議長（喜山康三君）**日程第7** 議案第2号「沖永良部与論地区広域事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

#### 提案理由の説明

- 議長（喜山康三君）本案について提案理由の説明を求めます。管理者
- 管理者（伊地知実利君）ただ今ご提案を申し上げました。議案第2号は人事院規則の改正趣旨に沿い、国家公務員同様に特殊勤務手当について所要の改正を行うものであります。宜しくご審議のうえ、可決くださいますようお願い申し上げます。

#### 質疑

- 議長（喜山康三君）これから質疑を行います。  
(質疑なしの声)
- 議長（喜山康三君）「質疑なし」と認め、これで「質疑」を終決します。

#### 討論

- 議長（喜山康三君）これから「討論」を行います。  
(討論なしの声)



○議長（喜山康三君）「討論なし」と認め、これで「討論」を終決します。

#### 採 決

○議長（喜山康三君）これから「採決」を行います。議案第2号「沖永良部与論地区広域事務組合職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決定することにご異義ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（喜山康三君）「異議なし」と認めます。したがって、議案第2号は、可決されました。

#### 議案第3号審議

○議長（喜山康三君）**日程第8** 議案第3号「沖永良部与論地区広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

#### 提案理由の説明

○議長（喜山康三君）本案について、提案理由の説明を求めます。管理者

○管理者（伊地知実利君）ただ今ご提案を申し上げました。議案第3号は、県などに派遣する職員に対し支給する給与の調整額について所要の改正を行うものであります。宜しくご審議のうえ、可決くださいますようお願い申し上げます。

#### 質 疑

○議長（喜山康三君）これから質疑を行います。

（質疑なしの声）

○議長（喜山康三君）「質疑なし」と認め、これで「質疑」を終決します。

#### 討 論

○議長（喜山康三君）これから「討論」を行います。

（討論なしの声）

○議長（喜山康三君）「討論なし」と認め、これで「討論」を終決します。

#### 採 決

○議長（喜山康三君）これから「採決」を行います。議案第3号「沖永良部与論地区広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（喜山康三君）「異議なし」と認めます。したがって、議案第3号は、可決されました。

#### 議案第4号審議

○議長（喜山康三君）**日程第9** 議案第4号「令和2年度沖永良部与論地区広域事務組合一般会計補正予算(第3号)」を議題とします。

#### 提案理由の説明

○議長（喜山康三君）本案についての提案理由の説明を求めます。管理者

○管理者（伊地知実利君）ただ今ご提案申し上げました。議案第4号は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ10,437千円を減額し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ477,174千円と定めるもので、主に、人件費の減額予算であります。宜しくご審議のうえ可決くださいますようお願い申し上げます。

#### 質 疑

○議長（喜山康三君）これから質疑を行います。まず初めに「総括質疑」を許します。質疑ありませんか。

（質疑なしの声）

○議長（喜山康三君）次に「第1表 歳入歳出予算補正」のうちの「歳入全般」についての質疑を許します。（事項別明細書5ページです。）質疑ありませんか。

（質疑なしの声）

○議長（喜山康三君）次に「歳出全般」についての質疑を許します。（7ページからです。）質疑ありませんか。池田君

○議員（池田正一君）歳出について、初めてこの消防議会の予算書等を見ているので、6ページ歳出目の1「一般管理費」補正額の総額が出ております。そして同じ3の分遣所費等も補正減額になっ

ております。右の方を見たらある程度の減額にどうしてこういうように扶養手当全て減っていくのか、という内容が分からないので説明をお願いします。

○議長（喜山康三君）総務課長

○総務課長（通村隆彦君）これは扶養手当だけで宜しいですか、この人件費の金額につきましては、1番大きな理由としては、昨年度については、大きな災害等がなかったため時間外勤務手当だとか、あるいは休日勤務手当そういった勤務手当の執行残額ですね、不用額ですね、そういったことで余剰金が出ているということが1番大きいところがございますけれども、あと期末手当等については昨年度は人事院勧告で率の方が4,5から4,45に引き下げられております。そういった関係で余剰金が出ているということが主な要因でございます。

○議長（喜山康三君）池田君

○議員（池田正一君）だいたい分かりました。この児童手当等も大きく減っているんですけども、なぜでしょうか。お尋ねします。

○議長（喜山康三君）総務課長

○総務課長（通村隆彦君）児童手当、扶養手当等については、ある程度若い職員がたくさんおりますので、そういったことで結婚したとか、子供が生まれたとかである程度年度ごとに見込みとして上乗せしているところがありますので、その年度途中でそういった手当がなくなったからということでそのたびに構成町に負担金をお願いをしてどうのこうのするといったことはなかなか出来ませんので、そういった関係で当初のうちにある程度数値上乗せされている部分がありますので、そういったことについては、余剰金ができた時に減額するというような申合せにしておりますので、その余剰金でございます。

○議員（池田正一君）はい、分かりました。

#### 質 疑

○議長（喜山康三君）他に質疑ありませんか。

（質疑なしの声）

○議長（喜山康三君）「質疑なし」と認め、これで「質疑」を終決します。

#### 討 論

○議長（喜山康三君）これから「討論」を行います。

（討論なしの声）

○議長（喜山康三君）「討論なし」と認め、これで「討論」を終決します。

#### 採 決

○議長（喜山康三君）これから「採決」を行います。議案第4号「令和2年度沖永良部与論地区広域事務組合一般会計補正予算(第3号)」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（喜山康三君）「異議なし」と認めます。したがって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

#### 議案第5号審議

○議長（喜山康三君）**日程第10** 議案第5号「令和3年度沖永良部与論地区広域事務組合一般会計予算」を議題とします。

#### 提案理由の説明

○議長（喜山康三君）本案についての提案理由を求めます。管理者

○管理者（伊地知実利君）ただ今ご提案申し上げました。議案第5号は「令和3年度沖永良部与論地区広域事務組合一般会計予算」を歳入歳出それぞれ525,038千円と定め、地方自治法第211条第1項の規程により提出するものであります。宜しくご審議のうえ可決下さいますようお願い申し上げます。

#### 質 疑

○議長（喜山康三君）これから「質疑」を行います。まず初めに「総括質疑」を許します。質疑ありませんか。南君

○議員（南 有隆君）11ページの総務費の真ん中あたりにあるんですが、水上バイク借上料なんですけれども、これ与論にはない項目なんですけれども説明をお願いします。

○議長（喜山康三君）署長

○署長（森 隼人君）お答えします。この水上バイク借上料については、毎年年に2回地元沖永良部

島のジェットスキークラブの皆さんと合同で水難救助訓練を沖泊漁港の方で行っております。その際小型船舶免許を持っている者がいますので、その水上クラブから水上バイクを借りて運転の技能向上のために借りて、そのための借上料でございます。訓練で年2回あります。

○議長（喜山康三君）南君

○議員（南 有隆君）ありがとうございます。実際これが事故とかが起きた時に水上バイクで出動したことがありますか。

○議長（喜山康三君）署長

○署長（森 隼人君）現在まではございません。去年ですかね、田皆岬から飛び降りがあって、その際に流れたんですけどもその際は小型船舶免許を持っている白石司令が水上クラブの方が運転するバイクの後ろに乗って救助した。という事例は1件だけありますけれども、直接署員が救助に向かったという事例は今までのところございません。以上です。

○議長（喜山康三君）南君

○議員（南 有隆君）それじゃこれは又、与論の方でも救助したりとか、もしできるのであれば与論の方に1台は準備しようかなという考えはありますか。

○議長（喜山康三君）分遣所長

○所長（本 哲文君）与論の方では、水上バイクではなく今度整備した救助タンク車の方に遠隔操作式のドルフィン1という救助資機材を購入しております。それで救助の方は考えておりますので、水上バイクで直接出動して救助するという事はないのかなと考えております。

○議員（南 有隆君）はい、以上です。

○議長（喜山康三君）次に、「第1表 歳入歳出予算」のうち「歳入全般」についての質疑を許します。（事項別明細書5ページから7ページです。）（19ページ以降の予算説明書及び別冊の予算説明資料も参考にして下さい。）質疑ありませんか。野口君

○議員（野口靖夫君）総務課長にお聞きします。私は、審議のことについてお聞きします。歳入あって歳出だと思ふんですよ、だからなぜ歳入と歳出を別々に分けて審議するのか、もう一括して審議する時は、やった方が私正しいんじゃないかこの前も質問しましたけれども、なぜかという市町村の自治等の予算を審査する時でも歳入は歳入、歳出は歳出そして概要は概要です。こうなってきたら質問をするのに非常にやりにくいわけなんですよ、私はそう思います。私もやってきましたね、分担されたらなんか歳入やって歳出なのにおかしいなと思ってですよ、出来れば今日でなくて、これから改革する気持ちはないんでしょうか。どうですか。そこをお聞きします。

○議長（喜山康三君）総務課長

○総務課長（通村隆彦君）お答えします。この点につきましては、以前から何名かの議員から話が出てきており、これについて前回の12月議会において議会前の勉強会でございますけれども、議案説明の時に、その時の出席者が7名ということでございました。皆さんにその件を説明をして、この議会としてどうすれば1番いいやり方だと思いますか。ということで、皆さんにお聞きしたところそれぞれ和泊町、知名町においても分けてやっている、そういった関係でその町に合わせて分けてやった方がいいんじゃないのか、ということで7名出席中7名全ての議員がそういった答えであったことも事実でございますので、そういったことでこの広域事務組合の議会としては、分けてやる方向でやりましょう。ということで決定をしております。その件について又、所長の方から説明をするようにしてありますので、その時の会の内容についてはですね、そういったことでご理解いただきたいと思っております。

○議長（喜山康三君）宜しいですね、野口君

○議員（野口靖夫君）私はね、なぜこういうことをしつこく質問するのかといいますと、本来の予算審査はどんな予算審査会も歳入があって歳出だと思いますよね、おそらく和泊町も知名町も分けておられるか私は分かりませんが、これをほじくるみたいに予算を歳入は歳入、歳出は歳出やる必要がないんじゃないかと思っております。これ全体的にまとめて、一括してどうですか。この予算書はこれでいいんですか。堂々と出す提案書で、それについて又、質問をしやすいわけですよ、と私は思うんですよ、だからこう何回も言っているんです。なんか自治公民館の運営の予算書の審査みたいな感じです。PTA会とか、自治緊急会とかそんな感じがするんですよ、なんかやりにくい感じがしておかしいなと思ひまして、どうですか。

○議長（喜山康三君）消防長

○消防長（池田哲勇君）おそらく和泊町、知名町が歳入歳出を分けてやっていると思います。おそらく和泊町、知名町の予算の額が50億、60億とかという大きな額ですので、今、野口議員が言われる

ように一緒にするとなかなか理解できないから、和泊、知名町は歳入歳出で分けていると思うんですが、私どもの歳入歳出については、今回5億の予算でございますが

- 議長（喜山康三君）消防長それでいいです。これはこうして討論する内容ではないからあとで又、はい、管理者
- 管理者（伊地知実利君）予算精査はですね、一応与論も知名、和泊議会もこの予算について総括でまず質問をひとまとめていると思います。総括が終わったあとは今、消防長が言われていましたけれども、審議をするうえから歳入を終わってから歳出をやった方が機能的に能率的にいいのではないのかなということで今までやってきたので、野口議員が言われているように総括も含めて歳入歳出一緒にやったらどうかということですが、ここは提案するほうは皆さんがどういう方法が良いということに従うだけですけれども、歳入歳出いっぺんにやると作業が色々難しい面もあるんじゃないかなということで整理をしてやっていますので、議員の皆さんが野口議員が提案しているような方向で良いといえましょうか一括して提案するという
- 議長（喜山康三君）野口君
- 議員（野口靖夫君）今、管理者が言われたように私が言われるようにこれはね、こういう議論というのは、いっぱい議論して分かるし、あとあと検討してみたらどうでしょうか。と申し上げているわけですから今、管理者が言われましたから安心しました。

#### 質 疑

- 議長（喜山康三君）提案として受け取ります。次に「歳出全般」についての質疑を許します。（8ページ以降です。）質疑ありませんか。  
（質疑なしの声）
- 議長（喜山康三君）「質疑なし」と認めこれで「質疑」を終決します。

#### 討 論

- 議長（喜山康三君）これから「討論」を行います。  
（討論なしの声）
- 議長（喜山康三君）「討論なし」と認め、これで「討論」を終決します。

#### 採 決

- 議長（喜山康三君）これから「採決」を行います。議案第5号「令和3年度沖永良部与論地区広域事務組合一般会計予算」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
（異議なしの声）
- 議長（喜山康三君）「異議なし」と認めます。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

#### 閉 会

本定例会に付された事件の審議は、全部終了しました。  
これで令和3年沖永良部与論地区広域事務組合議会第1回定例会を閉会します。

閉 会 16時35分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

（議 長）

署名議員

署名議員